

◎ 風力発電を避けるべきエリアのマップについて

○ 「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」

(平成30年3月 環境省)

- 風力発電の導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア、調整が必要なエリアをゾーニングするためのマニュアル
- ゾーニングの実施主体は地方公共団体（都道府県、市町村）
- ゾーニングに当たって収集すべき情報として「各種法規制等」の中に「保護林及び緑の回廊」が含まれている

○ 環境アセスメントデータベース（EADAS）（環境省HPで公開）

- 再生可能エネルギーの導入に当たり、環境影響評価の手続きの各段階で必要な情報を検索・閲覧できるように、環境省が整備したWeb-GIS型データベース
- 土地利用等の規制、動物の分布情報、風況、日射量マップ等が含まれている
- 現在、国有林の分布図は入っているが、保護林・緑の回廊の分布図は、近々、入る予定とのこと
- ゾーニングマニュアルの中で参考として紹介されている